

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 島根国民年金 事案 191

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から48年3月まで

昭和41年4月に勤務先を退職後、失業保険の手続のためA市区町村に行った際に、国民健康保険課から国民年金課に回され、国民年金に加入し、納付も済ませ国民年金手帳をもらった。申立期間の保険料については、昭和46年度までは自治会の集金で、47年度はA市区町村の庁舎内の金融機関で納付した。

また、昭和45年度は生活が苦しく、生活保護受給の手続を行ったことを記憶しているが、46年度、47年度の申請免除の手続を行ったことは無い。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は「昭和41年以降国民年金に加入した。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年1月以降に申立人の元夫と連番で払い出され、取得年月日も夫婦共に46年1月1日であり、申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出しの時点まで同一の住所地に居住していたことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

また、申立人は、婚姻（昭和43年7月3日）以前の昭和41年12月から45年12月31日までの期間は、厚生年金保険の被保険者である申立人の元夫の被扶養者となっており、当該期間は国民年金の任意加入期間に該当するため、申立人が国民年金に被保険者資格を取得した時点では制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は「昭和41年5月の国民年金加入時の手帳及び厚生年金保険の手帳を含め、4冊の手帳（手帳記号番号）が払い出され、このうち3冊は社会保険庁が処分した。」としているが、社会保険庁の記録では、5つの手帳記号番号が払い出されているものの、国民年金の手帳記号番号は46年1月以降に払い出されたもののみであり、申立内容と一致しない。

2 一方、申立人は「昭和 45 年度は生活が苦しく、生活保護受給の手続を行ったことは記憶しているが、46 年度及び 47 年度の免除申請手続は行っていない。」と申し立てているが、45 年度の生活保護の受給について、A 市区町村は、「45 年 10 月 8 日から 46 年 3 月までの間に申立人の元夫と同姓同名の受給者が存在するが関係資料は廃棄されているため特定できない。」としているものの、当時、申立人夫婦が居住していた地域(平成 20 年において約 6000 世帯、うち生活保護世帯は約 40 世帯(推定))において、受給期間が同一で同姓同名の受給者が申立人の元夫以外に存在するとは考え難い。

また、昭和 46 年度及び 47 年度の免除申請手続を行ったと思われる申立人の元夫の、「3 年から 4 年療養生活を送った。」との説明とも符合することから、昭和 45 年 10 月 8 日から 46 年 3 月までの期間について申立人から生活保護の申請が行われたと推認できる。

このことから、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた昭和 46 年 1 月時点で、申立人の国民年金保険料の法定免除の措置がとられたと推認することが自然である。

さらに、昭和 46 年度及び 47 年度については、夫婦の申請免除の始期が同一であり、申立人及び申立人の元夫の「生活は苦しかった。」などの証言からも、申立人夫婦一緒に免除申請手続が行われたものと推認できる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から49年1月まで

申立期間当時、私は、国民年金保険料を国民健康保険料と併せて、毎月月末に、自治会の集金担当者に支払っていた。妻の国民年金手帳には、昭和48年10月から納付済みの押印があるのに私の手帳にはその印が無いのも不可解だ。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和41年7月から48年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の発行（払出し）以前となり、国民年金保険料を自治会で納付（現年度納付）することはできず、申立人もさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も、当該期間の国民年金加入期間は、国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

2 申立期間のうち昭和48年10月から49年1月までの期間については、申立人の国民年金手帳は、昭和48年10月15日に申立人の妻と同日に発行（同年10月29日に国民年金手帳記号番号が払出し）されており、申立人が一緒に納付したとする申立人の妻は、国民年金手帳発行時点以降、当該期間を含む国民年金加入期間の保険料を完納している。

また、申立人の住所では、申立てのとおり、自治会が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認され、国民年金手帳発行後の当該期間については、自治会における現年度納付が可能であった。

さらに、納付金額について、「500 円近かった。」と回答しており、当時の金額（昭和 48 年 10 月：550 円）とほぼ一致するなど申立内容に不合理な点はみられない。

加えて、申立人と同じ元自治会員が、「申立人は申立期間中は国民年金に加入していた。婚姻後は、申立人の妻の保険料と併せて自治会に支払っていたと思われる。」と証言している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から61年3月まで  
将来の生活設計のために昭和48年5月1日にA市区町村で国民年金に任意加入した。55年3月に夫の転勤によりB市区町村に転宅したが引き続き任意加入し、56年8月から夫の転勤のため、再びA市区町村に転宅した。  
昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者制度ができるまで、A市区町村役場で国民年金保険料を納付した。保険料納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市区町村役場で納付したと申し立てているが、申立期間のうち昭和57年9月21日から61年3月7日までは、申立人の住民票はC市区町村にあり、その期間の保険料をA市区町村役場で納付することはできない。

また、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和56年11月22日に任意加入していた国民年金の資格を喪失したことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和55年12月5日に56年1月から同年12月までの国民年金保険料を前納し、57年1月23日に56年11月及び同年12月分の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

昭和48年当時、市区町村の職員2名が自宅に来て、国民年金保険料を支払っていないので納付するよう言われ、47年9月分から何か月分かを一括で納付した。その後、昭和48年度以降は2か月分ずつ金融機関で支払いをしていた。納付と納付の間が未納であることは不思議でならず、もし未納であれば督促があっても良かったと思うが、そのような記憶は無いことから、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間直前である昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料は納付し、申立期間である48年度分は納付せず、再び52年度分から納付を始めるということは考えられない。」と申し立てているが、社会保険事務所の記録によれば47年9月から48年3月までの国民年金保険料は、48年8月2日に申立人の国民年金手帳が交付された後の49年2月29日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、「過去にさかのぼって一括納付したのは1回だけでそれ以降は2か月分ずつ納付していた。」と申し立てているが、一括納付した昭和49年2月29日以降に現年度分となる昭和48年度分の国民年金保険料を2か月分ずつ納付したとは考え難い。

さらに、申立人は「国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたかは不明。親（義母）と同居していたので、地区の納付組織で納付していたか金融機関で納付していたか、はっきりと覚えていない。」と述べており、申立人の国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の夫も申立期間は未納となっており、同居の義母も国民年金未加入期間となっている。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳の入出金記録及び確定申告書等）や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

申立期間については、将来少しでも年金がもらえるように、国民年金保険料をA市区町村の窓口等で納付していた。未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、申立人の国民年金被保険者資格の喪失手続きを行っていないとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録では、申立人は昭和59年6月6日に資格喪失し、納付済みの59年6月分の国民年金保険料(6,220円)が同年9月13日に還付されていることが確認できる。

また、同台帳の納付記録欄の昭和59年6月分の欄には、「納不要」の記載があり、同月以降の保険料は納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人は昭和46年10月26日にB市区町村で国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等)は無いほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 35 年 3 月 20 日まで  
平成 20 年 3 月に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていると言われた。  
証拠は何も無いが、脱退手当金を受給した記憶は無く、どうしても納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 事業所の被保険者原票の申立人が記載されているページを含む前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 3 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 15 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、それぞれ資格喪失日の約 2 か月から 4 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 22 日から 37 年 4 月 1 日まで  
申立期間については、子供を知り合いに預けてA事業所に勤務していた。  
厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B市区町村発行の市区町村誌によると、A事業所は申立期間前の昭和33年5月1日に廃止され、C事業所に移管合併されているが、C事業所の人事記録には申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B市区町村が保管しているC事業所の勤務者を対象とする健康厚生被保険者台帳の被保険者一覧によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人がA事業所で一緒に勤務していたとする事業主夫妻及び同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が無い上、同僚等からは、申立期間の厚生年金保険料控除について証言を得られず、このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。